

産業廃棄物処理施設維持管理記録

2025 年 6 月度

(対象期間 2025年6月1日 ～ 2025年6月30日)

バイオマス焼却設備(利根川事業所)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,453.5
廃プラスチック類	485.5
紙くず	4.0
木くず	8.6
廃油	0.0
合計	2,951.5

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2023年8月28日	8月16日～8月28日 焼却設備止転整備
2024年1月8日	12月27日～1月8日 焼却炉止転整備
2024年8月28日	8月16日～8月28日 焼却設備止転整備
2025年1月6日	12月27日～1月6日 焼却炉止転整備

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,862.1
廃プラスチック類	1,125.6
紙くず	4.6
木くず	27.7
廃油	
合計	4,019.9

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年8月15日	吸収塔の清掃
2025年1月4日	吸収塔
2025年4月30日	焼却炉内清掃
2025年5月1日～3日	焼却炉内清掃

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却設備(尼崎工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,054.4
廃プラスチック類	325.7
紙くず	
木くず	1.2
廃油	
合計	2,381.3

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年12月31日	
2025年1月4日	
2025年4月30日	
2025年5月3日	

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2025年5月16日、2025年5月16日	
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2025年6月16日、2025年6月5日	
(4)測定の結果		
項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}
硫黄酸化物	<0.02 (m ³ _N /h)	39.5 大防法
ばいじん	<0.003 (g/m ³ _N) ^{※1}	0.04 大防法
塩化水素	<1 (mg/m ³ _N) ^{※1}	700 大防法
窒素酸化物	120 (cm ³ /m ³ _N (ppm)) ^{※1}	250 大防法
ダイオキシン類	0.000053 (ng-TEQ/m ³ _N) ^{※1}	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2024年9月11日、2025年5月12日	
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2024年10月17日、2025年5月22日	
(4)測定の結果		
項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}
硫黄酸化物	<0.028 (m ³ /h)	4.6 大防法
ばいじん	<0.001 (g/m ³) ^{※1}	0.04 大防法
塩化水素	<1 (mg/m ³) ^{※1}	200 条例
窒素酸化物	100 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	180 条例
ダイオキシン類	0.0079 (ng-TEQ/m ³) ^{※1}	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒	
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2025年6月3日、2025年6月3日	
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2025年7月14日、2025年6月24日	
(4)測定の結果		
項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}
硫黄酸化物	<0.02 (m ³ /h)	1.76 大防法
ばいじん	0.003 (g/m ³) ^{※1}	0.08 大防法
塩化水素	2 (mg/m ³) ^{※1}	700 大防法
窒素酸化物	110 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	250 大防法
ダイオキシン類	0.0085 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※1}	1 特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量